

主文
本件各控訴を棄却する。
当審の訴訟費用は被告人等の負担とする。

本件控訴の理由は末尾添付の弁護人川口弘提出の控訴趣意書の通りである。

第一点について、業務上過失傷害罪は業務上の注意義務の内容を怠り、因て傷害の結果を発生せしめたとき、業務上の注意義務の内容を明し、換言すれば、合理的に注意すべき行為（作為又は不作为）を過失として、本件が「かかるといふ散剤、錠剤を粉とせしめて直ちに窒息死に至る危険がある」といふ点に重点をおき、かかるといふ散剤を与えるような特殊な場合は、泣くこと自体既に深呼吸をなす状態であるか、この際錠剤は気管内に吸入し、直ちに窒息死に至る危険があること、この危険を避けるために看護婦等に対して適宜な方法を指示すべきこと、幼児の泣き止むを待たず、漫然服薬せしむる様命じた点、要旨に被告人の過失を認定したのも、この適宜な方法とすべきこと、看護婦に過失があるからとて被告人にも到来する危険を免れないのである。所論は錠剤が気管内に吸入して窒息死を来すこと、通常予想されない危険である、と云うけれども、かかる事例のないこと、経験したこともないことは、証拠上明白である。結局原判決は、論旨は理由がない。

第二点について、

およそ、一定の業務に従事する者がその業務の執行により発生することの予想される生命身体等に対する危険を防止するに必要な一切の注意をなす義務を有するところは条理上当然である。ところで、被告人は診療所において看護婦の業務に従事していたものであるが、医師の命を受け、服薬を拒否し泣き続ける幼児に対し豌豆大の錠剤を服薬せしめるような場合は、論旨第一点において説明する通り、錠剤は気管内に嵌入し窒息死に至る危険あることは容易に予想されるが故に、この危険を防止するために医師の指示を求めて論旨第一点に説明する適宜な方法を採用すべき義務あることは業務の性質上当然であるところ、原判決認定の事実によれば被告人はかような業務上の業務を怠り服薬の際舌圧子を以て患者の口を開けて舌を押え、豌豆大の錠剤一個を同人の口中に投入し気管内に嵌入せしめたと云うのであるから、被告人に過失の責あることは明白である。右の危険は何人も予想できない偶然の不可抗力であるとの所論は当らない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条第百八十一条第一項に従い主文の通り判決する。

(裁判長判事 齋藤朔郎 判事 松本圭三 判事 網田覚一)